

## 開示実施手数料の減額（免除）について

\_\_\_\_\_  
様

(開示請求者)

独立行政法人労働政策研究・研修機構 印

年 月 日付で請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施の方法：

#### 2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

#### 3 減額（免除）が認められない理由等

(注 1) 開示の実施を受ける場合には、上記 2 の開示実施手数料の追納が必要です。

(注 2) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に独立行政法人労働政策研究・研修機構に対して異議申立てをすることができます。